

# 島根県報

号外第七六号  
平成十四年七月九日  
(火曜日)

公布の日から施行することとした。

## 目 次

### 規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する（人事課）一

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和二十九年島根県規則第十五号）の一部を次のように改正する。  
 附則に次の二項を加える。  
 28 条例附則第十九項に規定する勧奨については、第四条の三の規定を準用する。
- この規則は、公布の日から施行する。
- 島根県規則第六十五号  
職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年島根県規則第十五号）の一部を次のように改正する。  
 附則に次の二項を加える。  
 28 条例附則第十九項に規定する勧奨については、第四条の三の規定を準用する。
- この規則は、公布の日から施行する。

### 公布された条例等のあらまし

#### ◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六五号）

##### 一 規則の概要

職員の退職手当に関する条例の改正に伴い、規定を整備することとした。（附

##### 則第二十八項関係）

##### 二 施行期日

公布の日から施行することとした。

#### ◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六六号）

##### 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の改正に伴い、規則の概要

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の改正に伴い、引用条項及び文言を整理することとした。（第一条・第三条・様式関係）

##### 二 施行期日

### 島根県規則第六十六号

島根県知事 澄田信義

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六六号）  
 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和四十八年島根県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。  
 第二条（見出しを含む。）中「第十二条」を「第十三条」に改める。  
 第三条第一項中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項の表第一号上欄

に改め、同表第二号上欄中「第九条第一項第一号若しくは第二項又は第十条第一号」を「第八条第一項第一号若しくは第二項又は第九条第一号」に改め、同表第三号上欄中「第六条第一項第一号若しくは第二項、第七条第一号、第八条第一号、第九条第一項第一号又は第十二条第一項第一号」を「第六条第一項第一号、第七条第一号、第八条第一項第二号又は第九条第一項第二号」に改め、同表第四号上欄中「第六条第一項第二号、第七条第二号、第八条第二号、第九条第一項第三号又は第十条第三号」を「第六条第二号、第七条第二号、第八条第一項第二号、第三号又は第九条第三号」に改め、同条第二項中「第十五条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

附  
則

(施行期日)  
この規則は、公布の日から施行する。

この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根

累報

平成十四年七月九日印刷  
平成十四年七月九日発行

発行者  
島根県

印 発行所  
刷 松江市殿町  
松江市学園南  
島根県序

定価一箇月 金一千四百二十円（送料共）